

ご存知ですか？難病患者福祉手当

市では「難病患者福祉手当」を支給しています。この手当は、原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病を患った方とその保護者の労苦に報いるため支給されるものです。

手当を受けるには、申請が必ず必要です（代理申請可）。次の支給要件に該当される方で、まだ申請されていない場合は、お早めに手続きしてください。

▼支給要件：茨城県発行の「一般特定疾患医療受給者証」を持っていること、市に住民登録がされていること

▼支給額：月額1000円（申請した月の翌月から支給対象になります。手当は、毎年3

野菜や花などの栽培に意欲・興味がある方を対象に、小張市民農園の利用者を募集します。

▼所在地：小張2861番地他

▼募集区画：14区画※区画数に達した場合は、募集締切

▼入園条件：市内在住の方

▼利用期間：利用承認日から平成26年3月31日(月)

▼利用料：年5000円（年度

月に当該年度分を支給（口座振込み）します）

▼申請方法：一般特定疾患医療受給者証、本人名義の預金通帳（ゆうちょ銀行は振込用として店名を漢数字に変更した

安全な建築物の

最後の仕上げは「完了検査」

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けることとなります。

この検査は、建築物の強度や避難などの基本的な性能について、建築基準法による関係規定への適合を法定機関が現地にお

もの、印鑑（認め可）を持参の上、社会福祉課に申請してください。

58 2111（内線1154）

伊奈庁舎社会福祉課

いて確認するものです。

検査を受けるためには、工事完了時に『完了検査申請書』を茨城県南泉民センターまたは指定確認検査機関へ提出してください。

また、検査後に交付される『検査済証』は、建築物の安全性などが確認された適合建築物の証であり、建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

なお、ご不明な点については、茨城県南泉民センター建築指導課までお問い合わせください。

8519

茨城県南泉民センター建築指導課

029-822-

取手地方広域下水道組合から

お知らせします

■平成25・26年度の競争入札参加願追加申請を受け付けます。

■伊奈地区の上下水道料金一元化に伴うお客様情報の照会

取手地方広域下水道組合が発注する工事の請負、設計・測量・地質調査などの業務委託、物品・役務の提供など、その他の競争入札に参加を希望する事業所または個人は、次の申請書類を提出してください。

●提出書類

○申請書および添付書類一式（詳しい内容は提出要領をご覧ください）

○電算入力用紙（取手市・取手地方広域下水道組合統一様式）

※提出要領、申請様式、電算入力用紙は、取手市または取手地方広域下水道組合ホームページからもダウンロードできます。

●受付日程

8月6日(火)～8日(木)

●受付時間

午前9時30分～午前11時30分

午後1時30分～午後4時

●受付場所

取手地方広域下水道組合3階大会議室（取手市小文間173番地）

●問い合わせ先

総務課契約係

0297-

74-4174

を実施することになります。

上下水道料金一元化の実施にあたり、水道料金および下水道使用料に係るお客様情報の照会を行っており、お客様情報が異なる場合には、事前に照会の上、お客様情報を統一していただくこととなりますので、お知らせします。

なお、お客様情報の統一が必要となる方については、個別に連絡（8月上旬予定）します。

※現在、井戸の使用などにより下水道使用料のみをご負担されている方についても、平成25年11月からつくばみらい市が徴収することになります。

●問い合わせ先

業務課業務係

0297-